

平成 22 年（2010 年）4 月 16 日

報道関係者各位

平成 20 年度 奨学金の延滞者に関する 属性調査結果の公表について

独立行政法人日本学生支援機構では、「平成 20 年度奨学金の延滞者に関する属性調査」を実施しました。調査結果の概要は次のとおりです。

記

1. 調査目的等

(1) 目的

奨学金の延滞者の属性を把握し、今後の奨学金回収方針に役立てることとする。

(2) 調査対象

- 平成 20 年 12 月において、奨学金返還の請求書を発送した延滞 6 ヶ月以上の者
- 平成 20 年 12 月において、奨学金返還を延滞していない者

(3) 調査方法

調査対象の 1 は、請求書に調査票を同封して調査を実施

調査対象の 2 は、請求書送付とは関係なしに調査票を送付して調査を実施

(4) 調査時点 平成 20 年 12 月現在

2. 調査結果の概要

- (1) 延滞理由は、本人の低所得（39.6%）、親の経済困難（36.4%）、本人の借入金の返済（21.9%）など経済的理由をあげるものが多い。高校においては、親の経済困難をあげる者が最も多いが、その他では本人の低所得が最も多くなっている。

【資料 21 ページ図 4-1-1】

- (2) 延滞者の職業は、正社員である割合が 30%程度しかなく不安定な就業状況にある。

【資料 9 ページ図 2-1-1】

- (3) 延滞者は年収 300 万円未満と回答している者が 80%超となっており、高校、短期大学、専修学校専門課程では 90%超と低所得者の割合が高い。

【資料 15 ページ図 3-1-1】

3. その他

- (1) 返還の意思があるにもかかわらず、返還困難な状況にある人に対して、割賦金額を減額し返済期限を延長する「減額返還制度」を平成 22 年中に創設する予定である。
- (2) 災害または傷病、生活保護、その他返還が著しく困難になったときなどには、返還期限の猶予がされる。しかし、その要件に該当しながら申請をしていない人も見受けられるので、是非とも「返還期限の猶予制度」を活用していただきたい。

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

奨学事業部 奨学事業統括課／宗、武藤

TEL：03-6743-6009 FAX：03-6743-6667